

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事録）

（開催要領）

- 1 日時 平成28年12月19日（月）14:12～14:28
- 2 場所 永田町合同庁舎1階第3共用会議室
- 3 出席

<WG委員>

- 座長 八田 達夫 アジア成長研究所所長
大阪大学社会経済研究所招聘教授
- 委員 原 英史 株式会社政策工房代表取締役社長

<関係省庁>

- 中谷 祐貴子 厚生労働省保険局医療課室長（課長補佐）
西川 宜宏 厚生労働省保険局医療課課長補佐

<事務局>

- 藤原 豊 内閣府地方創生推進事務局審議官
坂井 潤子 内閣府地方創生推進事務局参事官補佐

（議事次第）

- 1 開会
- 2 議事 医療的ケア児の教育のための訪問看護及び居宅介護の特区における規制緩和
- 3 閉会

○事務局 お待たせしました。よろしく申し上げます。

前回9月23日に、日本再興戦略2016のフォローアップということで、医療的ケア児の義務教育のための看護に関する新たな仕組みの構築ということで、厚生労働省及び文部科学省にお越しいただきまして、その進捗ということで御説明を少しいただきました。

今回、そこから約2、3カ月たちましたので、厚生労働省の方から前回の駒崎さんからの指摘も踏まえた上で、検討の進捗状況及び保険制度があるので、特区で容認するには難しいという御意見もありましたけれども、そこについてどのようにお考えになっているのか、改めて財政負担の面も含めて、進捗を中心に御説明いただければと思います。

八田先生、よろしく申し上げます。

○八田座長 どうも、お忙しいところお越しくございまして、ありがとうございます。

早速、御説明をお願いしたいと思います。

○事務局 今日資料を特段御提出いただけていませんので、御説明はなるべく簡潔に、かつ詳しくと言ったら矛盾しているかもしれませんが、ポイントを御説明いただければと思います。

よろしく申し上げます。

○中谷室長 厚生労働省保険局医療課の中谷です。

今日は、我々からというよりは、事務局の方から進捗を教えてくださいということで、これまでの検討の進捗を御説明します。

まず、文部科学省と制度的に二つの制度が混在するというそれぞれ制度の趣旨について理解を深めるために、課長級での打合せをさせていただきました。

それから、厚生労働省の方では、省内に複数の部局がまたがるので、それぞれの制度のやっている内容について情報共有をさせていただいて、どういう対応が可能かということ議論させていただきました。

我々、保険局医療課については、公的医療保険制度の中でどうするかということなのですが、基本スタンスとしては以前から御説明していますように学校の中に関しては、今、文部科学省が看護師配置の事業をされているところですので、そちらがさらに推進されるように診療報酬の制度の中でそれをサポートするようなことが何かできないかということを検討させていただいているところです。

ただ、御承知のように診療報酬改定は2年に1度ですので、今、具体的な中身については、来年からは関係審議会で議論を始めていくところで、我々については具体的な医療の内容ですとか、データですとか、それに関する関連制度の内容等について整理させていただいておるところです。

今日は、特段これが進捗しましたということで御説明できるような内容はまだ準備はできていないのですが、進捗ということで、以上が概要になります。

○八田座長 どうもありがとうございました。

今のお話は、基本的にはタイミングの問題はあるけれども、かなり前進する方向を模索していらっしゃるということですか。

○中谷室長 どういう対応ができるか、その方向も含めて検討しているところです。できる、できないというところの結論は、まだ出ていないという状況です。

○八田座長 原委員、どうぞ。

○原委員 今日このタイミングだと、何を伺ったらよろしいのですか。

今日、これが設定されたのは、どうしてなのでしょう。

○藤原審議官 少なくとも6月にこういった閣議決定があり、御承知のとおり、前回、諮問会議でもこういった御要望をいただいている中で、速やかに結論を得るということですから、6月の段階で速やかにということは、我々からしてももう12月、半年以上結論を留保することは、あまり例がありません。この閣議決定をする際にいくつかの論点、特区で措置をする方が望ましいのではないかと、財政負担もそういった意味では、全国でやっ

たときのインパクトの大きさから、比べたら限定してやった方がいいのではないかと色々な論点が既に出ているはずなので、そういったことについて、我々もどうしたらいいか逆に分からないのですけれども、またハイレベルで議論した方がよろしいのでしょうか。

○西川課長補佐 医療課の西川と申します。

日本再興戦略の閣議決定に基づきまして、省内で検討しております。基本的には、何か前進させる方向で検討しておりますので、その辺を御理解いただきたいと思います。

まさに、ここのワーキンググループでも何度も御議論しているとおり、いくつか対応に当たっての論点があるものですから、そのあたりをまだ検討させていただいているという方向ですが、速やかに結論を得るべく検討を加速していきたいと思っております。

○八田座長 それでは、日程はどうなりますか。今のところは、最初に省内での意見固めが来るのですか。それとも、文部科学省との関係が最初に来るのですか。

○西川課長補佐 先ほど御説明しましたけれども、文部科学省とも打合せをさせていただきましたが、基本的には厚生労働省として何か対応ができないかということは今検討しております。

そういう意味でも、省内での意見集約、調整を速やかにしたいと思っております。

○八田座長 とにかく速やかにということですが、いつ頃までにやっていただけるかということです。

○中谷室長 少し御説明しますと、前回、私が参ったときには、診療報酬制度で学校に行っていらっしゃるうちに訪問看護を提供し、それを診療報酬でお支払いするには、健康保険法の改正が必要ですよという御説明をさせていただきました。

御承知のように、法律を改正するとなりますと、その根拠ですとか、これまでの制度的な考え方との整合性ですとか、そういったものを整理する上で、例えば、実態がどうなっているかということを確認するためのモデル事業なりで、少し実績と言いますか、安全にできるのかということですか従来想定していない場所で医療を提供することになるので、そこで何かが起こったときの責任の所在はどうなるかといったことも含めて検討しませんとできないのです。

先日、この御提案者であるフローレンスの駒崎さんのところをお伺いさせていただいて、色々実態がどうなっているかというお話を伺わせていただいて、やはり我々の方でそういった医療の中身ですとか、実際どのぐらいの重症児がいらっしゃるのか、それから、今実際そこで誰がどのぐらいの頻度でどのような医療を提供しているかというところはまだ明らかでないで、そこは駒崎さんも事例は少しあるけれども、しっかり網羅的なものがまとまっているわけではないし、実際それでうまく効率的にサービス提供となるのかといったことを、例えば、モデル事業のようなものになるといかがでしょうかというお話をさせていただいたのですが、確かにそういうものができるのであれば、すぐ手当してほしいというお話があったので、今持ち帰って省内の方で、そういった事業ができるかどうかということを検討しているのです。

御提案者の方から、内閣府と相談したら、そういうものではなくて特区でやった方がいいと言われたので、モデル事業はいかがなものかというお返事をいただいて、ちょっと我々は前向きに検討していたので面食らっているところで、いずれにせよ、何かをそちらの制度で見るにも、当然国会で御審議いただくわけですから、我々は根拠をしっかりと整理したい。それをやると一定の時間がかかってしまいますという御説明も駒崎さんにはさせていただきまして、まず、時間がかかることについては、私はネガティブだという御意見だと伺ったので、それではまず、そういう事業をやりながら制度的なことを並行してやったらどうかというお話はさせていただいたところです。

○八田座長 そうすると、モデル事業を選別する、どこでやるかということは、普通はあまり制約はないのですか。役所の方で決められるということなのですか。

○西川課長補佐 どこの地域でという意味ですか。

○八田座長 普段このように法改正の前にモデル地区を作って、そこで実際にやってみるときには、その場所とかどこの施設でやるかということは、割と役所で決められるということですか。

○西川課長補佐 その事業の仕組みにもよるとは思いますけれども、今回の訪問看護事業者を公募して、手を挙げてくださったところに事業を委託するというのであれば、その事業者のエリアとなってしまうと思いますし、役所の方からあらかじめ、このエリアでやってくださるところと条件を指定して公募するやり方もないわけではないと思います。

○八田座長 その際に特区を利用することもあり得るのですか。

○西川課長補佐 特区の中で公募するというのも、なくはないと思います。

○八田座長 その場合には、区域会議がある程度中心になって、もちろん厚生労働省がおやりになるわけけれども、自治体も入ってモデル事業をやることはあり得るわけですね。

○西川課長補佐 区域会議とか自治体との絡ませ方が今すぐには分かりませんが、エリアの決め方としてあり得る特区の流れだと思います。

○八田座長 事務局、どうぞ。

○藤原審議官 まさに駒崎さんからモデル事業云々の話がありまして、必ずしも趣旨が分からなかったのですが、まさに今八田先生がおっしゃった点がポイントだと思っていまして、これは相当緊急性が高いということが、まず、提案者の御認識なのです。そういう意味では、それこそ診療報酬改定まで待たずして、さまざまな形でスピードアップして事業が何らかの形で進むことが非常に重要ではないかということで、そこは、認識は、関係者は一致している部分があると思うのです。

仮にモデル事業をやるにしても、その際の制度改正の要素が全くないのかと言えば、そんなことはなくて、おそらくこういった事業をするに当たっての通知なり要綱なりを整理した上で、まさに特区としての一番重要なところは、財政も含めて自治体がどこまで協力してどのような責任を負ってやるのかとかです。モデル事業一つ取ってみてもさまざまなやり方があるのではないかという問題意識で、多分駒崎さんもいらっしゃると思います。

今八田先生におっしゃっていただいたとおりですけれども、いずれにしても、そういった一種新たな事業、これまでは明確になっていない形での事業で、こういったニーズを少しでも満たすことができれば、そういった中でも制度論の議論だってできないことはないのではないかという議論だと思っております。

○八田座長 いきなり全部、次の診療報酬改定で大々的にやる前に、モデル事業が必要だということは分かるけれども、今の特区の仕組みは厚生労働省も、内閣府も、それから自治体も噛んでやるということですから、まず、財源的にも、ひょっとしたらその話合いによって、自治体も何か参画できる余地があるかもしれませんし、そこでやると、後々広げていくにも全国一斉でなくても、法律改正をした場合でも、全国の特区で望む自治体のところならできるという形で始めていけるのではないかと思います。

もしできれば、モデル事業自体を特区の制度と組み入れるようなことがうまくできればと思うのです。

原委員、何か。

○原委員 結構です。

○藤原審議官 閣議決定も居宅以外の場所での看護が可能となるようとか、かなりはっきりと書いていますので、これについてももう半年以上たっています。私どもは特区法の改正はまた通常国会を控えていますけれども、必要があれば、そこに乗せていかなければいけないという立場にありますので、ちょっとその辺のデッドラインも、もう年内早々には他の項目も含めてそういう状況にありますので、再度年内に来ていただいて、そのあたりの突っ込んだ議論、見極めをさせていただかないといけないと思います。

それだけ、是非よろしく御協力をお願いできればと思います。

○八田座長 基本的には、モデル事業の線をうちで指定しているわけでは全然ないですから、それをなるべくうまく乗せていければと思います。

よろしいですか。

○原委員 はい。

○八田座長 どうも御足労いただきましてありがとうございました。